

陳 情	受 理 番 号	73	受 理 年 月 日	令和8年8月31日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	HPVワクチン接種後の健康被害の実態把握と被害者支援の充実を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

HPV ワクチン接種後の健康被害の実態把握と被害者支援の充実を求める陳情書

陳情理由

HPV ワクチンをめぐっては、現在、全国で117名の原告が国および製薬企業を相手取り訴訟を提起しています。公開の証拠調べは2025年12月に終了し、判決は2027年4月に予定されています。

一方で、訴訟に参加できた方々は健康被害を訴える当事者の一部に過ぎません。提訴期限や居住地等の事情により訴訟に加われなかった当事者も数百人規模で存在するといわれています。しかしながら、国は接種後に重篤な症状を訴える方々の追跡調査を十分に行っておらず、被害の全体像はいまだ明らかになっていません。

沖縄県内では現在3名の方が原告として訴訟に参加されています。また、提訴していない那覇市在住の当事者は2名おられますが、ひとかたは全国市長会の予防接種事故賠償補償保険による認定を受けられた一方で、もうひとかたは必要書類の提出が認定申請期限を過ぎていたことを理由に申請が認められなかったと伺っています。

同じように健康被害を訴えているにもかかわらず、制度上の事情によって救済の有無が分かれることは、被害当事者や家族にとって極めて深刻な問題です。

また、沖縄県内ではHPV ワクチン接種後症状の診断や対応に十分な知見を有する医師が限られているため、当事者や家族は県外受診を余儀なくされるなど、大きな負担を抱えています。県都であり中核市でもある那覇市においても、被害を訴える市民にとって決して十分な医療環境が整っているとは言えません。

私たちは、被害を訴える方々の存在そのものを否定するのではなく、その声に耳を傾けることこそが自治体の果たすべき重要な役割であると考えます。

実際に、ある被害者の母親は次のように語っています。

HPV ワクチンを接種させてしまってから今この瞬間までずっと後悔している。
もし娘が元気だったなら、今は結婚していたかもしれない。子どもが生まれていたかもしれない。第一線で働いていたかもしれない。

娘の人生は大きく変わった。健康を失っただけではなく、可能性のある未来が閉ざされた。

私のような母親を増やしてはいけない。娘のような被害者を出してはいけない。だからやっぱり私は訴え続ける。

この言葉は、健康被害を訴える当事者と家族が長年にわたり背負い続けている苦悩を象徴しています。

那覇市議会におかれましては、市民の生命と健康を守る立場から、被害当事者に寄り添った支援体制の整備と実態把握に取り組んでいただきたく、以下の事項を陳情いたします。

陳情事項

1. HPV ワクチン接種後に健康被害を訴える那覇市民の実態把握に努めること。
2. HPV ワクチン接種に関する案内において、有効性のみならず、副反応の可能性や健康被害救済制度についても十分かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
3. HPV ワクチン接種後に健康被害を訴える当事者および家族から直接意見を聴取する機会を設けること。
4. 健康被害救済制度の運用において、制度の周知不足や手続上の問題により救済から漏れる市民が生じないように、相談支援体制の強化を図ること。
5. 沖縄県内において HPV ワクチン接種後症状に対応できる医療体制の充実を国および沖縄県に求めること。
6. 国に対し、接種後に健康被害を訴える方々の実態調査の実施および被害者救済制度の拡充を求める意見書提出を検討すること。

以上